

審 第 4 6 5 号
答 申 第 5 2 3 号
令 和 元 年 5 月 2 4 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年10月4日付け廃第1169号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第878号

平成29年8月25日付けで審査請求人から提起された、平成29年8月1日付け廃第767号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第 1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成 2 9 年 7 月 3 日付けで千葉県情報公開条例（平成 1 2 年千葉県条例第 6 5 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「〇〇〇〇市〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇他 同一所有の敷地内における、〇〇〇〇地域振興事務所地域環境保全課 他、指導に関する。すべての資料。

- ・ 行政に対する問い合わせ内容
- ・ 指導内容
- ・ 状況写真 等」

3 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第 1 1 条の規定により本件請求に係る行政文書の存否を明らかにしないとして、平成 2 9 年 8 月 1 日付け廃第 7 6 7 号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服とし、平成 2 9 年 8 月 2 5 日付けで審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、本件請求に係る行政文書の全部を開示するとの裁

決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が開示を求めた各文書は、審査請求人の所持する土地に事業者が不法投棄を行ったという犯罪行為に関するものであり、条例第8条第3号ただし書に該当する。

仮に、同条例第8条第3号ただし書に該当しないとしても、上記文書を公開したところで当該事業者の権利利益を侵害することはないため、同号イには該当しない。

第4 実施機関の弁明要旨

1 処分の内容

(1) 審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

(2) 本件決定について

実施機関は、本件請求は特定の地番における解体工事に係る廃棄物についての指導文書を対象としているものであり、開示請求に係る文書の存否を答えること自体が、当該事業者等が行政指導を受けたかどうかを明らかにすることとなり（解体工事業者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第33条の規定により、解体工事の現場に商号、名称等を記載した標識を掲げることを義務付けられている。）、条例第8条第3号イ（不開示とする法人等情報）により保護しようとする権利利益を侵害するため、条例第11条に該当し、当該文書の存否を答えることができないとして本件決定を行った。

2 処分の理由

(1) 条例第8条第3号イ該当性について

本件請求の対象となる行政文書は、解体工事業者に関する「指導事項票」や「指導結果報告書」等と考えられるが、当該行政文書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）が定める廃棄物の処理基準への適合状況や改善を求める

必要があった場合における指導事項等が記録されたもの（以下「本件対象文書」という。）である。

一般的に事業者が指導を受けた事実が明らかにされた場合は、当該事業者において違法行為等の不適正な行為があったのではないかと推測され、その結果、当該事業者の社会的評価の低下を招き、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、実施機関には、特定の場所に関する行政指導の有無及び内容について公表する慣行はない。

よって、本件対象文書は、条例第 8 条第 3 号イに該当する。

(2) 条例第 8 条第 3 号ただし書該当性について

過去において行政指導を受けた事実を公にしないことが、開示請求時点における、人の生命、健康、生活又は財産に対する重大な危険に直ちに結びつくとは言えず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、本件対象文書を公にする必要があるとは認められない。

よって、本件対象文書は、条例第 8 条第 3 号ただし書に該当しない。

(3) 条例第 11 条該当性について

実施機関には、特定の場所に関する行政指導の有無及び内容を公表する慣行がないことから、本件対象文書の存否を明らかにするだけで、当該事業者が行政指導を受けた事実の有無が明らかとなり、条例第 8 条第 3 号の不開示情報を開示することになる。

よって、本件請求に対しては、条例第 11 条を適用し、本件対象文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することが相当である。

3 弁明の内容

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、上記第 3 のとおり主張している。

(2) 本件決定の妥当性

審査請求人は、上記第 3 の 2 のとおり、本件対象文書について、条例上不開示とする根拠がないと主張していると解されるので、以下、条例第 8 条第 3 号イ該当性及び条例第 11 条該当性について説明する。

ア 条例第 8 条第 3 号イについて

上記 2 (1) のとおり、本件対象文書は、公にすることにより、行政指導を受けた事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 8 条第 3 号の規定により不開示情報に該当する。

そして、上記 2 (2) のとおり、同号ただし書に該当しない。

イ 条例第 11 条について

上記 2 (3) のとおり、本件対象文書は、その存否を明らかにするだけで、行政指導を受けた事実の有無が明らかとなり、条例第 8 条第 3 号の不開示情報を開示することになる。

したがって、条例第 11 条を適用して、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したことは、違法又は不当ではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は、違法又は不当ではない。

第 5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 対象文書について

本件請求に係る行政文書は、上記第 2 の 2 のとおり、当該土地における実施機関の指導に関する全ての資料である。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求が特定の地番を指定した、当該土地における解体工事に係る廃棄物についての指導文書を開示請求しているものであることから、本件請求に係る行政文書の存否を答えること自体が、当該解体工事を行った事業者（以下「本件事業者」という。）が実施機関から行政指導を受けたという事実の有無を明らかにすることになり、条例第 8 条第 3 号イにより保護しようとする権利利益を侵害するため、条例第 11 条に該当し、本件請求に係る行政文書の存否を答えることができないとして本件決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件決定を取り消して、本件請求に係る行政

文書の全部を開示するとの裁決を求めると主張しているため、本件決定の妥当性について、以下検討する。

3 本件決定の妥当性について

条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

本件請求は、開示請求書の記載及び実施機関が審査請求人に確認した事項から、特定の地番を指定した上、当該土地における解体工事に係る廃棄物について、実施機関が本件事業者に対して行った行政指導に関する文書を求めているものと認められる。

そうすると、本件請求に係る行政文書の存否を答えることにより、本件事業者が実施機関から行政指導を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになるものと認められる。

ところで、廃棄物処理法第3条第1項は、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定し、また、同法は、産業廃棄物の排出事業者に政令等で定める基準に従ってその運搬、処分及び保管を行わなければならない旨規定している（廃棄物処理法第12条）。

このように、産業廃棄物の排出事業者は、廃棄物処理法に基づいて適正に産業廃棄物を処理しなければならず、実施機関は排出事業者が適正な処理をしているかを監督し、改善を求める必要が有る場合など必要に応じて排出事業者に対して指導等を行っている。

以上の事実を踏まえると、実施機関の上記記述の排出事業者に対する指導は行政指導であると解されるところ、行政指導とは、県の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの（千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第2条第6号）をいい、一概に行政指導とは言えないものの、それは多種多様な目的で行われ、単に違法状態を是正するものだけに限らず、違法状態に至らな

い状態を是正するためにもなされるものである。

そうしてみると、本件存否情報を明らかにすると、その行政指導が必ずしも違法状態を是正するものとは言えないにもかかわらず、特定の事業者が廃棄物処理法上違法な行為を行ったのではないかとの憶測を呼び、本件事業者に対する信用・社会的評価を低下させ、ひいては取引先等との関係を悪化させるなどのおそれは否定できない。

したがって、本件存否情報を明らかにすると、本件事業者の事業活動に支障を及ぼすなど、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本件存否情報は、条例第8条第3号イに該当する。

ところで、本件請求は特定の事業者名を記載しているわけではないため、本件請求自体からは直ちに本件事業者が特定されることはないとも考えられる。

この点、本件請求は特定の地番を記載し、そこで解体工事を行った本件事業者への行政指導に関する文書を求めているものであるから、当該工事の発注者など一定範囲の者は本件事業者を特定することができる。

また、それ以外の者についても、各法令の規定により、解体工事の現場での商号、名称等が記載された標識の掲示義務（建設リサイクル法第33条）、一定規模の解体工事の発注者又は一定規模の建築物を除却する場合の工事施工者の行政機関の長に対する工事の届出義務（同法第10条第1項及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項）等があることから、本件事業者を特定できないとは言い難い。

以上のことから、本件請求に係る行政文書の存否を答えるだけで条例第8条第3号イの不開示情報を開示することになると認められるため、実施機関が条例第11条を適用して、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにせず本件請求を拒否した本件決定は、妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求人が開示を求めた各文書は、審査請求人の所持する土地に本件事業者が不法投棄を行ったという犯罪行為に関するものであり、条例第8条第3号ただし書に該当する旨主張する。

この点、同号ただし書は、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、財産等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等の権利利益を比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものである。

これを本件についてみると、本件存否情報は、あくまで実施機関が本件事業者に対して行政指導を行ったという事実の有無であって、本件存否情報の開示が人の生命、健康、財産等の利益の保護に直結するものではないことから、同号ただし書に該当するとの審査請求人の主張は認められない。

5 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年10月4日	諮問書及び実施機関の弁明書の写しの受理
平成30年10月22日	審議
平成30年11月26日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)